

2018年6月9日

午前10時～12時

第7回 防犯カメラ設置検討委員会

1. 議題

- (1) 前回（第6回）議事録の確認 （10分）
- (2) 防犯カメラ設置済み近隣自治会見学会の報告
2018年6月3日（日）「さくら山王自治会」（20分）
- (3) 「提案書」の確認 （45分）
- (4) HP掲載のための条件整備について （45分）

2. その他

3. 次回の検討委員会の開催予定
2018年7月14日（土）

以上

防犯カメラ設置検討委員会 第6回 議事録(案)

日 時：2018年5月12日(土) 10:00~12:15

場 所：白銀西集会所

出席者：(敬称略)

「防犯カメラ設置検討委員会」

(委員長) 倉島陽

(委員) 大谷洋機、久木孝之、岡本重夫、森岡博孝、花澤吉里子、許進一、

押木幸也

「白銀NT自治会」

(元会長) 荒木勝明、(会長) 黒田康夫

(防犯・交通委員長) 仲台三千代、(同委員) 永尾豊：議事録作成

1. 出席者挨拶及び自己紹介

荒木元自治会長、黒田自治会長、倉島防犯カメラ設置検討委員長、仲台防犯・

交通委員長の挨拶に続いて、出席者による自己紹介が行われた。

2. 自治会の役員交代に伴う初参加者に対し、今までの経緯と事務局の役割につ

いて、説明が行われた。尚、事務局の出席者は2名必要である旨の説明があった。

続いて近隣自治会の防犯カメラ設置状況の報告がなされた（酒々井町：5年前から運用中、志津：5か所で運用中、江原台：2か所の今年度着工決定）

3. 議題（1） 前回(第5回)の議事録（案）の確認を行った。

（質問）文字の大きさに大小があるが、何らかの意味はあるのか？

（意見）

- ・ 防犯カメラ設置に要する費用について、自治会費ではなく共用施設管理費から捻出する場合には、4分の3以上の賛成が必要である。
- ・ 次回、アンケートを実施する場合は、記名式とすべきである。

尚、指摘のあった個所については同議事録作成者が修正することとした。

4. 議題（2） 配布された『提案書（案） rev.2』について検討を行った。まず、

同案をまとめた佐藤正義委員（欠席）に代わり、倉島委員長より説明が行われた。続いて岡本委員が読み上げ、各項目の検討を行った。討議の結果、以下のとおり修正することとなった。

(修正箇所)

- ・ 「1.これまでの検討経緯と防犯カメラ設置検討委員会の役割」の「1.4」の2行目 (検討資料も公開するか?各社の見積書は?)
→ 見積書は公開しない。検討資料及び議事録は公開する。
- ・ 「3.設置台数と設置場所の候補」の「3.2」の最終行 ⑦ 撮影の狙い欄
『消防署近傍の1丁目住宅(以下略)』
→ 『東集会所近傍と上代方面(以下略)』
- ・ 「4.費用・耐用年数」の「4.4」について『具体的な予算措置をする場合は、共有・共用施設の新設について定めた管理組合同規約に則った手続きを行うものとする』の文章の追加が必要。
- ・ 「5.関連法規等」の「5.2」の2番目(4ページ1行目)の(個人のプライバシー保護を重用視する観点)については、住民の関心の高い重要な問題であるので、個人情報保護法を念頭に1項目として『5.1 個人情報の保護の観点から撮影範囲を明確にする』と独立させて表記をする。これに伴い、『5.1』を『5.2』と繰り下げ、以下同様に繰り下げる。
- ・ 「6.防犯カメラ設置が自治会で決定した場合の検討事項」の「6.2」の「①」の6番目『映像データを保管するためのパソコンが必要であるが(以下略)』の文章は削除し、『映像データの管理については、既に防犯カメラを導入し

ている近隣自治会の運用方法を参考にするものとする』の文章を追加する。

- ・ 「7.その他（委員の個人的意見、等）」は個人の意見なので、自治会へ提出する（最終）提案書からは削除する。
- ・ 誤植の修正 ①2 ページ3行目 防犯カメラを使用→防犯カメラの使用
②4 ページ6行目 条例施工規則→条例施行規則

尚、「4.費用・耐用年数」の「4.2」について、次回、佐藤委員に詳細の確認を行うべきとの意見があり、また、提案書の修正については倉島委員長より佐藤委員に依頼することとなった。

今後の予定として、6月9日（土）から行われる第7回防犯カメラ設置検討委員会にて、本日の修正を加味した『提案書（案）rev.2』に対する意見を各員が持ち合い、討議の結果、まとまるようであれば、7月には自治会に対し、提案書を提出することとしたいとの提案がなされ、了承された。この件に対し、黒田自治会長より、提案書が提出された場合は、内容を把握検討した上で対処する旨の回答があった。

以上

次回第7回の開催予定：2018年6月9日（土）10時

平成30年6月4日

山王自治会防犯カメラ見学会報告

日時 6月3日 日曜日 13時～14時10分
参加者 仲台、永尾、圖司、森岡、須賀、岡本、倉島
山王自治会 石川部長（説明者）

1. 現地で設置状況を確認説明

東電柱を使用、腕金に防犯カメラの名称あり。
物井駅に向かうメイン道路に4箇所設置のうち2箇所説明を受けた。
高速道路に向かう道に5箇所追加設置予定あり。
設置の表示（自治会の名称、連絡先）は東電柱を使用すると料金が発生するので他の方法で検討中とのこと。（注1）

2. 集会所での説明

1年交代の自治会であるが、総務部長として石川さんは2年つとめている。
昨年役員会で決めて班長会へ説明承認決定した。反対は無かった。
事前に警察、市役所と事前打ち合わせが必要。
市役所は自治会単位の導入検討実績を重んじ、前向きに対応してくれる。
（防犯カメラ導入のメリット）

- ・ 防犯カメラが設置されていることによる犯罪抑止力効果
- ・ 万一、事件・事故が発生した場合の事実確認が可能

（費用）

見積もりは2社ALSOK/SECOMとした。

費用は自治会運営費以外の共用施設費（集会所積立金以外の旧アンテナ維持費・街灯管理費等）を充当。

イニシャルコスト 40万円 / 台×4 計160万円（内、補助金半額）

ランニングコスト カメラメンテナンス費用 1万円 / 年×4台分 計40,000円

SDカード 32 G 1枚1万円 / 年×4台分 計40,000円

電柱共架料金 1,200円 / 年×4台分 計4,800円

電気代（最低額契約）355円 / 月×12×4台分 計17,040円

合計101,840円

（補助金は千葉県が市役所経由で支給）

（運用）

カメラの動作確認は赤いランプの点灯有無で判断する。

PC スマートフォンでデータダウンロードできる。アルソックよりタブレット1台提供があった。アプリケーションをダウンロードしてIDとパスワードを設定する。

1～2週間をダウンロードすると大変時間がかかるので不可能。実際は日時を指定してみることになる。

市役所（危機管理室）の指導で住宅は写さないこととなっている。

原則「見ない触らない」で運用している。

管理責任者と取扱担当者はまだ決めてない。

3. 参考に「さくら山王自治会ルールブック」を頂いた。

- ・ 設置及び運用に関する基準の映像データの保存期間は7日となっている。
- ・ 個人情報取扱ルールの（秘密保持義務）は参考になる。

注1 東電共架は1昨年から、腕金は昨年から許可になった。

設置表示は腕金に記載することとしたので、そのほかは自治会判断。

東電柱を使用する場合は設置可否判定を事前協議するその際、600円費用発生する。

受託者に申請代行を依頼する場合は2～3万かかるがこの費用は補助金対象にはな

らない。

(市役所林田さんに確認 6月4日)



議事録に書かれている事に対する回答とコメント(佐藤)

防犯カメラ設置検討委員会 第6回 議事録(案)2018.5.20

日時:2018年5月12日(土)10:00~12:15

場所:白銀西集会所

出席者:(敬称略)

「防犯カメラ設置検討委員会」

(委員長)倉島陽

(委員)大谷洋機、久木孝之、岡本重夫、森岡博孝、花澤吉里子、許進一、押木幸也

「白銀NT自治会」

(元会長)荒木勝明、(会長)黒田康夫

(防犯・交通委員長)仲台三千代、(同委員)永尾豊:議事録作成

1. 出席者挨拶及び自己紹介

荒木元自治会長、黒田自治会長、倉島防犯カメラ設置検討委員長、仲台防犯・交通委員長の挨拶に続いて、出席者による自己紹介が行われた。

2. 自治会の役員交代に伴う初参加者に対し、今までの経緯と事務局の役割について、説明が行われた。尚、事務局の出席者は2名必要である旨の説明があった。

続いて近隣自治会の防犯カメラ設置状況の報告がなされた(酒々井町:5年前から運用中、志津:5か所で運用中、江原台:2か所の今年度着工決定)

3. 議題(1) 前回(第5回)の議事録(案)の確認を行った。

(質問)文字の大きさに大小があるが、何らかの意味はあるのか?

(意見)⇒回答は如何?(重要な問題ではない)

- ・ 防犯カメラ設置に要する費用について、自治会費ではなく共用施設管理費から捻出する場合には、4分の3以上の賛成が必要である。⇒この条件は以前の「管理組規約」にはあったが、三組織統合の際(h23年度、第21回総会議案書)に大幅に条文が削られたため(条文が41→6になった)、現在の「Ⅲ共用施設維持管理規約」には無い。何故、多くの条文が削られたのだろうか?
- ・ 次回、アンケートを実施する場合は、記名式とすべきである。⇒これは、修正ですか、追記ですか。尚、指摘のあった箇所については同議事録作成者が修正することとした。

4. 議題(2) 配布された『提案書(案)rev.2』について検討を行った。まず、同案をまとめた佐藤正義委員(欠席)に代わり、倉島委員長より説明が行われた。続いて岡本委員が読み上げ、各項目の検討を行った。討議の結果、以下のとおり修正することとなった。

(修正箇所)

- ・ 「1.これまでの検討経緯と防犯カメラ設置検討委員会の役割」の「1.4」の2行目(検討資料も公開するか?各社の見積書は?)
→ 見積書は公開しない。検討資料及び議事録は公開する。⇒HP公開に関して、検討資料は佐藤が調整しOKだが、議事録は公開できる状況ではない。第1回~第4回議事録は(案)が取れていない。第5回は、委員会で了解がとられたのか。第6回は6/9に確認する。
- ・ 「3.設置台数と設置場所の候補」の「3.2」の最終行 ⑦ 撮影の狙い欄
『消防署近傍の1丁目住宅(以下略)』
→『東集会所近傍と上代方面(以下略)』 ⇒OK
- ・ 「4.費用・耐用年数」の「4.4」について『具体的な予算措置をする場合は、共有・共用施設の新設について定めた管理組規約に則った手続きを行うものとする』の文章の追加が必要。
⇒「管理組規約」は三組織統合の際に破棄されており、「Ⅲ共用施設維持管理規約」には新設について定めた条項は無い。
「防犯カメラを設置する場合は共用施設として設置する」ということを書く必要がある。そのうえで、費用捻出について書く。
- ・ 「5.関連法規等」の「5.2」の2番目(4ページ1行目)の(個人のプライバシー保護を重用視する観点)については、住民の関心の高い重要な問題であるので、個人情報保護法を念頭に1項目として『5.1個人情報の保護の観点か

ら撮影範囲を明確にする』と独立させて表記をする。これに伴い、「5.1」を「5.2」と繰り下げ、以下同様に繰り下げる。

⇒「『5.1 個人情報の保護の観点から撮影範囲を明確にする』と独立させて表記をする」、これは法規ではないので、関連法規の 5.1 とするのは変だと思う。

⇒佐倉市条例には「防犯カメラを設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意する」と書かれている。「個人情報保護法を念頭に」とあるが、個人情報保護法は個人情報を扱う事業者を対象とした法律であり、自治会は対象外と思われる。プライバシー保護法という法律は無い。「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」というOECDの勧告はある。「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

・ 下記のように現状の記述にさらに 2 行追加して二重アンダーラインで強調することでよいのではないか。

・防犯カメラを設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意する。(個人のプライバシー保護を重用視する観点)

・防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影範囲を明確にする。(個人のプライバシー保護を重用視する観点)

- ・ 「6.防犯カメラ設置が自治会で決定した場合の検討事項」の「6.2」の「①」の 6 番目『映像データを保管するためのパソコンが必要であるが(以下略)』の文章は削除し、『映像データの管理については、既に防犯カメラを導入している近隣自治会の運用方法を参考に用いるものとする』の文章を追加する。⇒データ保管用の PC と、近隣自治会の運用方法は関連性が無いと思うが、何故そのようにするのか。参考になることが書いてあるかどうか「近隣自治会の運用方法」を調べてほしい(酒々井町、志津、江原台)。
- ・ 「7.その他(委員の個人的意見、等)」は個人の意見なので、自治会へ提出する(最終)提案書からは削除する。⇒「少数意見も提案書に盛り込む」ことが第 5 回議事録(案)に書かれている。不要なものは削除するが、参考になる意見もあると思う。⇒第 5 回議事録(案)に書かれている「提案書へ前回アンケートに対する意見を取り上げてほしい」はどうするのか? 無視出来ないような指摘があったと思う。
- ・ 誤植の修正 ①2 ページ 3 行目 防犯カメラを使用→防犯カメラの使用 ⇒防犯カメラを使用すれば
②4 ページ 6 行目 条例施工規則→条例施行規則 ⇒OK

尚、「4.費用・耐用年数」の「4.2」について、次回、佐藤委員に詳細の確認を行うべきとの意見があり、また、提案書の修正については倉島委員長より佐藤委員に依頼することとなった。⇒提案書(案)に 5~10 年とあったが、幅が大きすぎると思い、委員会で説明した業者(CATV296 だったと思う)が耐用年数は 7 年程度(根拠は無いと言っていた)と書いていたのでそれを書いた。

今後の予定として、6 月 9 日(土)から行われる第 7 回防犯カメラ設置検討委員会にて、本日の修正を加味した『提案書(案) rev.2』に対する意見を各員が持ち合い、討議の結果、まとまるようであれば、7 月には自治会に対し、提案書を提出することとしたいとの提案がなされ、了承された。この件に対し、黒田自治会長より、提案書が提出された場合は、内容を把握検討した上で対処する旨の回答があった。⇒自治会会長へ答申を行う場合は、班長会ですか?(班長会で委員長が提案書を説明し、その後会長に答申するというのが良いと思う。)

近隣自治会の防犯カメラの設置状況を調査して、提案書に盛り込んではどうだろうか。集合住宅または戸建て住宅の区別、世帯数、カメラ設置台数、これまでの成果、特徴があればそれも。(情報提供してもらえるかどうか分からないし、時間がかかりそう。)

以上

次回第 7 回の開催予定:2018 年 6 月 9 日(土)10 時

2018年6月9日

防犯カメラを設置しないことへの提言（案）

防犯カメラを設置に関する提案1は主として機器と条例の一部のみに言及されており、多くの重要な問題に触れておらず、設置後多くの問題を引き起こす可能性があるため、設置しないことを提案します。理由は以下に順を追って説明します。

- 1 白銀ニュータウン（以下白銀と略す）は治安組織ではなく、旧管理組合を統合した現自治会は任意の地縁団体であること。

旧管理組合および自治会が管理していた及び今もしている共有・共用施設は白銀の全住民が必要な時にいつでも自由にアクセスできるものであり、第三者に対抗するものではない。現在はないCATV施設は各戸にテレビ放送を配信していた（296に移管済、その後各戸が296以外にも光テレビなども利用）。街灯は道路管理者である佐倉市へ移管。現在管理しているのは、街区表示板（3種類）、ごみ集積所（汚れのメンテのみ住民管理）、東西集会所（佐倉市から無償の貸与契約で管理運営は住民が行う）。これらと異なり、防犯カメラは条例に書いてあるように、住民は日常的に利用できないばかりか、「防犯カメラ管理者」「防犯カメラ担当者」も特定の条件以外にはアクセスできないというものである。しかも防犯カメラの性格上、第三者（人または車）を特定することが目的であり、対抗関係にある設備といえる。このことが大きな問題を起こす可能性がある（下記第7項を参照）。

一旦こうした設備を設置すると費用負担が長期に及ぶだけでなく、設置者としての管理責任も長期にわたる。これら両者の負担は、提唱者が請け負うのではなく、次の世代の住民負担になる。住民の間に相変わらず根強い反対がある、従来の共有・共用施設と全く異質の設備を取って設置することは妥当なのかという問題がある。

- 2 2017年度警察白書は刑法件数が大幅に減少し、戦後最低を記録したと述べている事実と真逆の説明で防犯カメラの設置を主張している。

今回の事案と同様の事案は以前管理組合の総会で否決されたものである。一事不再理の原則から、このような申し出には理由がなければならない。提案者はあたかも白銀地区における犯罪が増えているかのように主張しているが、警察白書と全く逆の主張をしている。昨年の刑法犯罪認知件数は戦後最低となり、過去最高であった1996～2002年対比3分の1に減少し、年間92万件を割った（速報値）。連続14年間減少しており、この傾向は今後も続くと予想されている。佐倉市の犯罪発生件数も同様に3分の1に減少している。特に空き巣のような犯罪は他の犯罪と比べ大幅に減少し、その結果全体の件数が3分の1になっている。このように客観情勢は一事不再理を覆すようなものとはなっていない。

白書で注意を促しているものに「オレオレ詐欺」を含む各種詐欺の犯罪を上げている。

こうした犯罪は高齢者の被害者が多く、1件当たりの被害金額が大きい、防犯カメラで防止できない。

白書でも幼児・児童への犯罪が言及されているが、圧倒的に多いのは児童虐待（無理心中も含む）による殺人で、年間90人以上の子どもが両親等に殺されている。こうした犯罪に対して防犯カメラは全く効果がない。

3 防犯カメラの有効性は疑わしいこと。

2で述べた白書の中で、一般刑法件数が大幅に減少したにもかかわらず、白書は防犯カメラによるものと主張していない。

今回検討されているカメラと同様のものを含めて Statista（米国）が今年発表している2014年現在の国別ビデオ（監視）カメラ数は、人口1000人当たりで米国が125台、英国が91台、中国が27台となっている（参考までに Wikipedia 日本版掲載の2015年現在の日本は39台、韓国156台）。2014年現在では米国が設置台数で断トツであるが、刑務所に収監されている人数もこの数年間世界最高で二百数十万人となっていて断トツである。この数字は米国を除く世界全体の収監者数と等しいかそれより多い。この事実から見ても防犯カメラと犯罪防止とは相関関係がほとんどないといえる。

4 防犯カメラの日常管理は具体的にどうするのかということ。

防犯カメラ設置に関する条例、施行規則、自治会・町内会の運用に関する基準には、防犯カメラ管理者、防犯カメラ担当者を任命すること映像データの取り扱いを適切にすることとしか書かれていない。カメラ管理者がカメラ担当者を決めれば適切な管理が日常的にできるわけではない。具体的にどう管理すれば適切なのか言及がない。しかし、市は必要な時には資料提出又は説明を要求すると書いているが、どのような資料が適正であると様式で示しているわけではない。またデータが使用された時に記録すべき様式についても具体例を示していない。

データ保存について書かれているが、警察に提出した場合、ここに書かれている日数で返還されることは全く望み薄である。裁判に利用された場合は、更に長引くだけでなく、映像がメディアに出回る可能性もある。このようなことに対して住民は全く責任を取れない（問題点に関しては下記第7項参照）。市はそうしたケースを想定していないし、その場合も地縁団体の責任として逃げている。

5 白銀の自治会を支える構成員の減少と高齢化のスピードを無視していること。

佐倉市の人口統計によれば10年前の2008年1月31日の白銀の総人口は4,155人で、2018年1月31日の総人口は3,412人であった。この間743人が減少した（自然減+社会減）。今後の構成員の減少は過去10年間と同じではないであろうが緩やかであっても減少していくと予想される。

他方、75歳以上の高齢者数は、今年の1月31日現在329人となっている。現在の70-74歳の人材は283人なので、このまま推移すると5年後の75歳以上人口は567人となる。更に現在の65-69歳の人材が10年後には75歳以上になるので、その時には1,014

人となる。同時に、独居世帯は、現在まだ全世帯数の1割を超えていないが10年以内に1割前後(約120軒)になる可能性が大である、このことは自治会の班長を担える世帯数が減少するということである。従来の共有・共用施設と全く異なり、且つ市の条例で管理責任を負わされる設備の負担を長期にわたってできるのだろうか？

6 新たな設備を抱えることは家計への長期(この町が続く限り)的負担となること。

家計負担の増加には二つの面がある。第一は高齢者家庭の所得の源泉は主として年金である。ところが老齢年金+厚生年金の名目額は年々減少が図られている。特に物価が変わらなくても賃金が下がると下げられる。名目年金額から引かれる社会保険、すなわち介護保険・健康保険・後期高齢者保険は見直しの度に増額されていく。同時に、利用時に支払う窓口負担は、1割が2割になりその内3割になるであろう。社会保険料とは別に高齢者控除の額も減少される可能性が大である。

第二は独居となったときである。配偶者のどちらかがなくなれば、年金総額が数十万円から百数十万円もの大幅減少となる。

10年もすればそうした世帯が500世帯を占めると予想されるのに、さらなる家計負担を長期に住民に強いる必然があるのだろうか。

7 訴訟に巻き込まれる恐れが多分にあること

これには大きく分けて二つのケースが考えられる。

第一のケースは、画像漏洩により被害者が刑事訴追をした場合である。

今回検討中のカメラはインターネットに常時接続していないのに画像漏洩が起こるのか？今回のカメラはランケーブルにはつながないがWi-Fiの電波が常時発信されている。ITセキュリティに若干詳しい人であれば、時間をかければIDとPWを解読することは可能である。カメラの付近でスマホを開けばWi-Fiの電波がどれであるかを確定できる。

検察が訴追を受けし警察が捜査を開始し、画像漏洩の機器が白銀のものであると特定されると、防犯カメラ設置者(誰が行くのか？防犯カメラ管理者？防犯カメラ担当者？)が事情聴取を受けることになる。立件されなければ証拠不十分となるが、そうでないと刑事事件の被告となってしまう。この時われわれはどのようにして画像漏洩をしていないことを証明できるのだろうか？現行条例には施行規則を含めこうしたことは全て設置した住民の責任にされている(上記第4項参照)。

仮に証拠不十分であれ、無罪となっても被害者からの民事訴訟に対応する必要がある。出る。

第二のケースは「デジタル冤罪」事件の重要証拠の一つとして映像が提出された場合である。こうした事件は日本でも複数発生しており、容疑者とされた人は長時間の犠牲を強いられる。海外でも発生しており、とりわけセンセーショナルなものとして数年前にロンドン市内で発生した美人娼婦連続殺人事件があげられる。事件後まもなく一人の男性が逮捕された。決め手は所謂防犯カメラ(海外ではCCTVカメラと言い防犯カメラとは言わない)

の映像だと発表された。日本同様、名前と顔写真が公表された。ところが数か月後に全く別人が真犯人として逮捕されたが、メディアは不幸にして最初に逮捕された人のその後は全く報道されなかった。

白銀のカメラの映像が重要証拠の一つとしてある人が逮捕され、公判にかけられ、長期間の裁判の結果冤罪であることが判明し、無罪となったときに何が起こるのだろうか？無罪となった被告は弁護士を立てて、警察等の行政を国家賠償法に基づき訴訟を起こすであろう。では重要な証拠の一つとして画像を提出した防犯カメラ設置者は、無傷だろうか？彼らの受けた心の傷と被害（会社を首になる、家族も失業等々）が大きければ大きいほど、損害賠償請求の民事訴訟が起こされるであろう。

第二のケースでも立ち合いと調書の作成に防犯カメラ設置者（誰が担当するのか？）は相当の時間を取られる。

以上いずれのケースも、裁判期間中長時間拘束され、弁護士費用も嵩むことになる。特に第二のケースでは損害賠償額は数千万円になる可能性がある。これに弁護士費用をたすと単なる任意の地縁団体では全く負担しきれないものとなる。